改正

平成18年5月19日告示第75号 平成18年7月10日告示第113号 平成20年5月30日告示第92号 平成21年5月29日告示第95号 平成22年3月19日告示第9号 平成23年5月31日告示第38号 平成24年11月30日告示第82号 平成25年5月20日告示第29号 平成27年3月25日告示第13号 令和2年3月23日告示第7号 令和3年4月1日告示第51号

建設工事の公共性及び特殊性に鑑み市が発注する建設工事、業務委託等については、地方自治法及び建設業法の規定に基づき、建設業者の信用、技術力等を特に重視すると共に、工事の適正施工を確保するため本要綱を定め、厳正かつ公平でしかも機会均等を配慮し、入札について合理的な基準を設けるものとする。

(総則)

第1条 建設工事における業者(以下「業者」という)の選定については、この告示の定めるところにより、主に客観的審査事項に基づき、その資格を審査すると共に、それぞれの等級に準拠して、工事入札参加者の決定又は指名を行うものとする。

(業者の入札参加申込)

- 第2条 平戸市が発注する工事の入札に参加しようとする業者に対しては、次に掲げる書類を提出 させるものとする。
 - (1) 建設工事入札参加資格申請書
 - (2) 建設業許可証明書(写可)
 - (3) 営業所一覧表
 - (4) 工事経歴書
 - (5) 納税証明書(写可)
 - (6) 技術者経歴書
 - (7) 使用印鑑届
 - (8) 経営事項審査結果通知書(写可)
 - (9) 労働基準監督署が発行する労災保険料納入証明書(写可)
 - (10) 身元証明書 (写可) 法人の場合は商業登記簿謄本 (写可)
 - (11) 委任状
 - (12) 所有機械一覧表
 - (13) 誓約書・役員一覧表
 - (14) 系列会社についての届出書

(入札参加資格)

- **第3条** 入札に参加することのできる業者は、前条に規定する書類を提出し、かつ次に掲げる資格を有しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。
 - (1) 1年以上の営業実績を有する者
 - (2) 建設業法第2条第2項に規定する建設業を営む者にあっては、同法第3条第1項による許

可を受けた者

- (3) 建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査を受けた者 (格付の方法)
- 第4条 格付は、総合数値(客観的審査事項の審査で求めた審査点数に、主観的審査事項の審査で求めた審査点数を合わせた数値をいう。)により、次の表のとおり工事種類ごとに等級を設けて行う。ただし、土木一式工事における当該格付後の建設業者の年間平均完成工事高が、次の表の年間平均完成工事高の欄の要件に満たない場合は、当該要件に相応する等級まで降格させるものとする。また、土木一式工事及び建築一式工事については、格付対象業者が建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第2号及び同法第26条第3項に適合しない場合、Aランクに格付けしないものとする。なお、次の表以外の工事については、格付は行わない。

工事の種類	格付け区分		左眼亚特点是不事 言	/#
	等級	総合数値	年間平均完成工事高	備考
	A	710点以上	2,000万円以上	
土木一式工事	В	520~709点	500万円以上	
	С	519点以下	500万円未満	
建築一式工事	A	670点以上		
	В	580~669点		
	С	579点以下		
電気・管工事	A	610点以上		
	В	609点以下		
舗装工事	A	850点以上		
	В	849点以下		

(1) 主観的審査事項 主観的審査事項の審査は、次のア及びイの規定に基づき行うものとする。 ただし、市内建設業者以外の建設業者の場合は、次のイ信用度に定める事項のみとする。 この 場合において、次のア主観的審査項目の算定の結果生じた小数点以下の数値については、切り 捨てるものとする。

ア 主観的審査項目

(ア) 工事成績 審査年度直前の1年間において完成した工事について、次の表における各 建設業者の工事種類ごとのそれぞれの工事ごとに、市が評定した工事成績評定点に対応す る付与点数を累計した数値を対象工事数で除して得た点数を審査点数に加える。

工事成績(点)	付与点数 (点)		
o ∼75	工事成績-65		
76~85	10+ (工事成績-75) × 2		
86~100	30+ (工事成績-85) × 3		

- (イ) 技術職員数 客観的審査事項に規定のある経営事項審査の結果、審査項目中技術力 (Z) において工事種類ごとに認定された1級技術者、基幹技能者、2級技術者、その他 の技術者についてそれぞれ一人につき順に1点、0.7点、0.5点、0.2点を付与することとし、 それぞれの該当者の人数を乗じて合算した点数を該当する工事種類について審査点数に加える。ただし、加点の上限は40点とする。
- イ 信用度 審査年度直前の1年間において、指名停止を受けた建設業者は、次により減点す

る。

(ア) 工事の安全成績に係るものについては、次の表の評点とする。評点の決定については、 事故の内容により指名審査委員会で決定する。

区分	公衆災害		労務災害		賃金不払	
	死亡	傷害	死亡	傷害	未払 (1か月以上)	遅滞(1か月以内)
評点	-70	-50	-50	-30	-40	-20

- (イ) 贈賄事件に係るものについては、-70点
- (ウ) (ア)(イ)以外の場合は、-30点

(有資格者名簿)

- 第5条 前2条の規定に基づき有資格者名簿を作成するものとする。
- 2 有資格者名簿は、毎年度作成するものとし、有効期間は次年度の有資格者名簿が作成されるまでとする。

(発注の基準)

第6条 工事発注の基準は、次に定める等級別基準表によるものとする。

種類	等級	請負工事の額	指名選定の範囲
土木一式工事	Α	1,500万円以上	A級
	В	500万円以上1,500万円未満	B級、A級
	С	500万円未満	C級、B級
建築一式工事	Α	3,000万円以上	A級
	В	1,000万円以上3,000万円未満	B級、A級
	С	1,000万円未満	C級、B級
電気工事	Α	500万円以上	A級
	В	500万円未満	B級、A級
管工事	Α	500万円以上	A級
	В	500万円未満	B級、A級
舗装工事	Α	制限なし	A級
	В	250万円未満	B級、A級

- 2 その他の工事については、当該業種の適格者の中から経営規模等を勘案し決定する。 (業者選定方針)
- 第7条 業者を選定するときは、等級別基準表及び有資格者名簿により当該工事の予定金額に応じ、 これに対応する等級に属する有資格者の内から選定するものとする。ただし、必要がある場合は、 直近の上位及び下位の等級に属する有資格者の内から選定することができる。
- 2 前項の規定によるもののほか、下位 2 等級に属する有資格者で工事成績等において特に優秀な 者については、これを選定することができる。

(市内業者の育成等)

第8条 発注工事の施工上の合理性及び地域産業の振興を図るため、市内有資格業者の優先的選定に配慮するとともに、中小建設業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に該当する建設業者をいう。)の受注機会の確保に配慮するものとする。

(業者選定の特例)

第9条 特に緊急を要する工事、特殊な技術若しくは経験を必要とする工事、又は軽微な工事又は

その他特別な場合は、地域性及び等級を勘案して適格者を選定することができる。

2 現に施工中の工事と関連を有する工事を発注するとき、その他特別の理由により前2条の規定によることが適切でないと認められる工事を発注しようとするときは、前2条の規定にかかわらず、業者を選定することができる。

(業者選定留意事項)

- 第10条 前条の規定により業者を選定するときは、次の各号の事項を勘案留意の上選定するものと する。
 - (1) 不誠実及び不正行為の有無
 - (2) 過去の工事成績
 - (3) 技術者の状況
 - (4) 当該工事に対する地理的条件
 - (5) 手持工事量の状況
 - (6) 当該工事施工についての技術的適否
 - (7) 経営状況及び資金調達能力、その他信用状態

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から適用する。

附 則 (平成18年5月19日告示第75号)

この告示は、告示の日から施行し、平成18年5月1日以降の入札から適用する。ただし、改正後の第4条第2項の規定は平成18年6月1日から適用する。

附 則(平成18年7月10日告示第113号)

この告示は、告示の日から施行し、平成18年7月1日から適用する。

附 則(平成20年5月30日告示第92号)

この告示は、平成20年6月1日から施行する。

附 則(平成21年5月29日告示第95号)

この告示は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成22年3月19日告示第9号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年5月31日告示第38号)

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

附 則(平成24年11月30日告示第82号)

この告示は、平成24年12月1日から施行する。

附 則 (平成25年5月20日告示第29号)

この告示は、平成25年6月1日から施行する。

附 則(平成27年3月25日告示第13号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和2年3月23日告示第7号)

この告示は、令和2年6月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日告示第51号)

この告示は、告示の日から施行する。